

新潟市ピロリ菌検査（集団）実施要領

1 目的

ピロリ菌の検査をすることにより、将来の胃がんリスク者を治療につなげ、胃がん罹患率の減少を図り、市民の健康の保持増進に寄与する。また、胃がんによる死亡率を減少させることを目的とする。

2 対象者

- (1) 新潟市に住民票があり、年度末に達する年齢が 40 歳の者とする。
- (2) 対象者の確認は、受診券及び健康保険証等により行う。
- (3) 上記対象者のうち、下記の者は除く。

ア 胃の手術を受けた者（胃がんの内視鏡的治療も含む）

イ ピロリ菌の除菌を受けた者

3 受診回数

受診回数は、同一人につき、いずれかの年齢の時に 1 回とする。

4 実施期間

実施期間は、集団検診実施期間とする。

5 検査機関

検査機関は、集団特定健診を同時実施する検査機関に委託する。

6 検査方法

(1) 問診

問診は、ピロリ菌検査個人記録票（以下「個人記録票」という。）を用いて、現状の症状や消化器疾患の既往歴等を記入する。

問診時には、個人記録票の整理番号欄に受診券の整理番号を必ず記載する。

受診券に受診年月日と検診機関名を記載し、受検者へ返却する。

(2) 検査項目及び方式

採血による血液検査とし、血清ヘリコバクター・ピロリ抗体値（ラテックス凝集比濁法）で判定する。

判定はヘリコバクター・ピロリ抗体検査 10U/ml 以上を陽性とする。

7 受検方法

受検者は、受診券及び健康保険証を持参し、集団検診会場で受検する。

8 検査に関する費用

(1) 検査料

検査料は、別に定める委託契約書のとおりとする。

(2) 一部負担額

1,000 円

ただし、受検者が次に掲げる者で、証明書の提出のあった場合は徴収しない。

a 生活保護法による被保護者

b 市民税非課税世帯に属する者

(3) 一部負担額の納付

受検者が、直接、検査機関に支払う。

9 指導区分

指導区分は、検査値から判断する。

(1) 「抗体陰性」と区分される者

血清抗体が陰性であった者とする。

(2) 「抗体陽性」と区分される者

血清抗体が陽性であった者とする。

精密検査は、新潟市胃内視鏡検査委託医療機関又は消化器内科専門医（以下「診療医療機関」という。）への受診を原則とする。

10 検査結果の通知

(1) 検査機関は、個人記録票に基づき結果を新潟市へ通知し、新潟市は、ピロリ菌陽性者に対しては、受診勧奨、その他必要な保健指導を行う。

(2) 新潟市は、ピロリ菌陽性者に対し、ピロリ菌陽性者の精密検査依頼書兼結果通知書を渡し、診療医療機関へ受診の際、必ず持参するよう指導する。

11 検査費用（市負担分）の請求と支払

(1) 検査機関は、新潟市へ連名簿を提出する。

(2) 市長は、検診機関から請求を受けた場合において、請求書等を審査のうえ適当と認めたときは、速やかにその費用を支払う。

12 委託契約の方法

検査機関と新潟市が個別に契約を行う。

13 データ管理

新潟市保健所情報システムで管理する。

14 その他

その他、新潟市ピロリ菌検査（集団）の実施にあたり必要な事項は別に定める。

附 則

（適用期日）

- 1 この要領は、平成27年11月1日から適用する。
（生活保護法による生活扶助を受けている世帯等に関する特例）
- 2 平成27年3月31日において現に生活保護法による生活扶助（以下「生活扶助」という。）を受けている者である場合で、平成26年厚生労働省告示第136号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助を受ける者については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、生活扶助を受けている者とみなして、第8条第2号イのaの規定を適用する。

附 則

この要領は、平成27年11月1日から適用する。

この要領は、平成28年7月1日から適用する。

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和4年4月1日から適用する。